平成２７年（フ）第９号
宮城県東松島市小野字中央35番地７、前住所宮城県桃生郡鳴瀬町小野字中央35番地７
債務者　三浦　和正
１　決定年月日時　平成27年３月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
香川県高松市室新町1173番地２
債務者　冨田　賢一
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後０時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６号
香川県高松市一宮町936番地１
債務者　冨田　秀夫
１　決定年月日時　平成27年３月25日午後０時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　晶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月24日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３３５号
大阪府八尾市曙町４丁目49番地の８
債務者　兼松　宏次
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０４号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―1302号
債務者　杉田由美子
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井川　慶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６９号
大阪府池田市五月丘２丁目５番111―402号
債務者　市川　靖浩
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪中　達彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８５号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目３番13号
債務者　石原　徳子
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　間野　泰治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８号
佐賀県鳥栖市藤木町2071番地４　ラフレシールⅠ101、前住所福岡県筑紫野市大字若江192番地４　マテリアールＤ301号
債務者　古荘　大哲
１　決定年月日時　平成27年３月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３３号
奈良県大和高田市日之出町16番33―214号
コスモ大和高田
債務者　増田　　翔
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目３番73号
債務者　大森商事こと　大森健太郎
１　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４号
愛知県高浜市湯山町４丁目７番地２　県営葭池住宅10棟104号
債務者　権藤道子こと　ＧＯＮＤＯ　ＬＩＬＩＡＮＡ　ＭＩＴＩＫＯ　ＩＮＯＵＥ
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
三重県伊勢市小俣町元町1753番地
債務者　松井　洋久
１　決定年月日時　平成27年３月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
三重県鳥羽市桃取町443番地３
債務者　山下　義明
１　決定年月日時　平成27年３月25日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
さいたま市岩槻区上野２丁目５番地９　サンハウスＢ203
債務者　前里ミサ子
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
埼玉県川口市元郷１丁目10番１号　エリール300号
債務者　安藤　直美
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
さいたま市桜区大字下大久保61番地１　スカイコーポ105
債務者　香取　公子
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―26―204
債務者　會田　高生
１　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係